

〈史料紹介〉

訳注日本文徳天皇実録 (五)

日本文徳天皇実録巻第一 起嘉祥三年三月尽六月

●六月戊申(二日)

【書き下し】

六月戊申^(二)。①能登国気多大神に従二位を授く。

【現代語訳】

六月二日。能登国の気多大神に従二位を授けた。

【注釈】

①能登国気多大神 気多大神は現石川県羽咋市寺家町の気多大社の祭神。六国史では気太神、気多神などの異同があるが、気多大神と記されるのは『文実』中のみである。『気多神社縁起』によると、孝元朝に大己貴命が出雲から三百余神を率いて来降し、化鳥・大蛇を退治して海路を開いたことに始まったとする。文献上の初見は天平二十年(七四八)越中守赴任中の大伴家持が詠んだ

告	井	幸	男
木	本	久	子
中	村	み	どり
林	原	由	美子

歌の詞書(『万葉集』卷十七―四〇二五)「赴参気多太神宮、行海辺之時作歌一首」で、古くから崇敬を集めていたことが窺える。六国史上の初見は神護景雲二年(七六八)十月甲子(二十四日)紀の「充石上神封五十戸、能登国気多神二十戸・田二町」である。なお、当社は東北経営・対外交渉の要地に在り、渡海の疫病追却祈願でも重要視されるなど、京でも知られた大社であった。そのため、延暦三年(七八四)三月丁亥(十六日)には従三位から正三位に叙されており、これはまだ神階奉叙が稀であった八世紀中において、宇佐八幡神の一品、同比売神の二品に次いで高位となる鹿島・住吉両神に並ぶ待遇であった。後に従一位勲一等まで昇っている。

(中村)

【書き下し】

己酉^三。雷^①西寺刹柱に震う。其の竿を剥ぎ取ること、中央一許丈。去りて^②右馬頭藤原朝臣春津宅に落つ。詔すらく、^③武蔵国広瀬神・^④常陸国鴨大神御子神主玉神を以て、並びに官社に列せ、と。
^⑤安房国国造正八位上伴直千福麻呂に外従五位下を授く。

【現代語訳】

三日。雷が西寺の刹柱に落ち、柱の竿の中央を一丈ばかり剥ぎ取った。移って、右馬頭藤原朝臣春津宅にも落ちた。詔するに、「武蔵国広瀬神・常陸国鴨大神御子神主玉神を、共に官社に加えよ」と。
 安房国国造正八位上伴直千福麻呂に外従五位下を授けた。

【注釈】

①西寺刹柱 西寺は延暦十六年（七九七）以前、桓武の勅により右京九条一坊に創建された官寺（現京都市南区唐橋）。西寺は正暦元年（九九〇）の火災以降早くに衰亡したことで知られるが、平安時代前期には文徳・醍醐の国忌が催されるなど、崇敬を集めていた。刹柱は仏事の際に堂塔・門前に立てる幡の柱のこと。一丈は約三メートル。
 ②右馬頭藤原朝臣春津（八〇八一―五九）式家緒嗣の次男。天長初頭（八二四）左近将監に抜擢され、同七年皇太后宮大進。以後累遷して承和九年（八四二）正五位下右馬頭。翌十年父左大臣緒嗣の致仕表提出に伴い従四位下に叙され、本日条に至る。四十三

歳。天長九年（八三二）に兄家緒が亡くなって以来、緒嗣の跡継ぎとなったはずだが、貞観元年（八五九）七月十三日記の卒伝によると、「家世貴顕、生而富貴。居処闈庭、甚為鮮華。性寡嗜欲、不貪財利。唯馬是好、時時觀之。里第養閑、不肯出仕。帝戲語左右曰、春津是南山之玄豹焉」とあり、富貴の家の生まれながら欲が無く財利も貪らず、ただ馬を好んで、出仕しようとしなかったという。春津宅への落雷は、嘉祥元年（八四八）七月丙戌（二十九日）紀にもみえる。

③武蔵国広瀬神 『延喜式』 神名帳の入間郡「広瀬神社」（現埼玉県狭山市広瀬）の祭神。当社の現祭神は若宇加能売命で、これは伊勢神宮外宮の豊宇気比売大神、伏見稻荷大社の宇加之御魂神と同神である。大和国広瀬神社から分祀したとの社伝を持つ。

④常陸国鴨大神御子神主玉神 現茨城県桜川市賀茂部にある鴨大神御子神主玉神社の祭神。『延喜式』 神名帳や当社の扁額には「鴨大神御子神主神社」と記されており（「鴨大神御子神主神社」とする諸本もある）、「主玉神」と称するのは本日条と貞観三年（八六一）九月二十三日紀の「授常陸国従五位下主玉神従五位上」のみである。但しこの主玉神を祀る神社については、同常陸国式内社の「大国玉神社」（現桜川市大国玉）、「主石神社」（現銚田市大和田）も比定社を称している。

⑤安房国国造正八位上伴直千福麻呂 『先代旧事本紀』 卷十、国造本紀の阿波国造条に「志賀高穴穂朝御世、天穗日命八世孫弥都侶岐命孫大伴直大瀧、定賜国造」とみえる。天穗日命は天照大神の子で、出雲国造と同祖となる。六国史中の安房国造は本日条の千

福麻呂しかみえないが、『洞院家記』卷十の延長三年（九二五）

十月九日付「補諸社禰宜・祝等事」に「石清水八幡宮神主并神社

神主（注）、安房国造・出雲国造・紀伊国造、已上、三国造、依奉勅

官符補」とあり、国造が十世紀まで存続していたこと、並びに出

雲・紀伊とともに神郡の国造として祭祀権を有していたことが知

られる（川尻秋生『古代東国史の基礎的研究』二〇〇三年、塙書

房）。

（中村）

●六月庚戌（四日）

【書き下し】

庚戌。①伊豆国阿米都和氣命・②伊太豆和氣命・③阿豆佐和氣命・

④佐岐多麻比咩命、⑤伊賀国佐々神・⑥津神等に、並びに従五位下

を授く。⑦壹岐島角上神を官社に列す。

【現代語訳】

四日。伊豆国阿米都和氣命・伊太豆和氣命・阿豆佐和氣命・佐岐多

麻比咩命、伊賀国佐佐神・津神などに、共に従五位下を授けた。壹

岐島角上神を官社に加えた。

【注釈】

①伊豆国阿米都和氣命 現東京都三宅村阿古の富賀神社の祭神。同

社は『延喜式』神名帳の伊豆国賀茂郡「阿米都和氣命神社」に比

定され、事代主命（三嶋神、伊豆諸島の開拓神）と后神の伊古奈

比咩命、御子神の阿米都和氣命の三神を祀る。仁寿二年（八五

二）十二月十五日、他の伊豆諸島の神とともに従五位上となつて

いる。古代の伊豆諸島では火山活動が活発であり、火山に関連す

る神社が多く鎮座していた。

②伊太豆和氣命 現東京都御蔵島村の稲根神社の祭神。同社は『延

喜式』神名帳の伊豆国賀茂郡「伊大弓和氣命神社」に比定される。

伊太豆和氣命（島の開拓神）は事代主命（三嶋神）の御子神で、

御山（島の最高峰、標高八五〇・九メートル）を神体山とする。

御山は伊豆諸島中で最も古い火山と推定される。仁寿二年（八五

二）従五位上（注釈①参照）。

③阿豆佐和氣命 現東京都利島村の宮塚山（島の最高峰、標高五〇

七・五メートル）南西中腹にある阿豆佐和氣命本宮の祭神。同社

は『延喜式』神名帳の伊豆国賀茂郡「阿豆佐和氣命神社」に比定

される。事代主命（三嶋神）の御子神であり、一番神とも呼ばれ

る。同宮の後ろ上方には大山祇命を祭る大山小山神社があり、二

番神（あるいは山神社）と呼ばれる。さらに東側の中腹には阿豆

佐和氣命の后神下上命を祀る下上神社があり、三番神と呼ばれる。

仁寿二年（八五二）従五位上（注釈①参照）。

④佐岐多麻比咩命 現東京都三宅村神着の御笏神社の祭神。同社は

『延喜式』神名帳の伊豆国賀茂郡「佐岐多麻比咩命神社」に比定

される。三嶋神の第三妻で、三宅島に鎮座する八柱の御子神を生

んだ（八王子）。三嶋神については十月辛亥（七日）条参照。

⑤伊賀国佐々神 現三重県伊賀市音羽にある佐々神社の祭神。同社

は『延喜式』神名帳の伊賀国阿拝郡「佐々神社」に比定される。

現祭神は事代主命。古くは近江・伊賀両国にまたがる篠ヶ嶽に鎮座していたが、火災によって文祿年中（一五九二―一九六）に現在の場所に移った。

是天智朝からみられる。仁寿改元のきっかけの一つとなった。七月庚辰（五日）にも備前国から白亀が献上されている。

（林原）

⑥津神 『延喜式』 神名帳の伊賀国阿拝郡「取国神社」（現三重県伊賀市一之宮）の祭神か。貞観九年（八六七）十月五日紀に「伊賀国従五位下取国津神（中略）並従五位上」とあり、鎮座する国と神階は一致する。現祭神は大彦命（孝元皇子・阿倍臣の祖）。少彦名命（大彦の弟）と金山比咩を配祀する。

⑦杵岐島角上神 現長崎県杵岐市石田町の角上神社の祭神。同社は

『延喜式』 神名帳の杵岐国杵岐郡「角上神社」に比定される。角上山の山頂に鎮座し、現祭神は素戔嗚尊。『延喜式』ではツノカミと訓むが、トカミと訓む説もある。トは渡し場を意味する。

（林原）

●六月丁巳（十一日）

【書き下し】

丁巳^{十一}。美作国①靈亀を献ず。雪白愛づべし。

【現代語訳】

十一日。美作国が靈亀を献上した。雪のように白く、賞賛された。

【注釈】

①靈亀 『延喜式』 治部省の祥瑞には「靈亀」の記載はないが、「神亀」「玉亀」を大瑞として挙げており、靈亀を朝廷に献上する例

●六月乙丑（十九日）

【書き下し】

乙丑^{十九}。①従五位下藤原朝臣関雄を諸陵頭となす。②従四位下藤原朝臣諸成を右京大夫となす。③従五位上藤原朝臣大津を備前守となす。④外従五位下山田宿禰文雄を備後介となす。

【現代語訳】

十九日。従五位下藤原朝臣関雄を諸陵頭とした。従四位下藤原朝臣諸成を右京大夫とした。従五位上藤原朝臣大津を備前守とした。外従五位下山田宿禰文雄を備後介とした。

【注釈】

①従五位下藤原朝臣関雄 三月乙巳（二十七日）条注釈⑱参照。
 ②従四位下藤原朝臣諸成（七九三―八五六）南家巨勢麻呂流助川の長男。天長十年（八三三）五月一日に右少弁に任ぜられ、六月に大宰少弐に転じる。また、承和九年（八四二）三月に渤海使賀福延が入京した際には郊勞使を務めた。その後累進して同十五年正月七日に従四位下、二月十四日に右中弁に叙任された。嘉祥二年（八四九）備前守となり、本日条に至る。五十八歳。
 ③従五位上藤原朝臣大津（七九二―八五四）北家内麻呂の九男。

低身長であったが、氣力があつて弓をよくした。承和九年（八四

二）六月十五日に神祇大副に任ぜられ、同年七月の承和の変では山城国の宇治橋を守った。同年八月十一日に陸奥守に遷る。これに際して、同月二十四日、陸奥出羽按察使を兼任していた甥の良房が、同族で同じ官職（陸奥出羽按察使と陸奥守）に就くことは嫌疑を受けかねないとして按察使の辞職を願ひ出たが、許されなかつた。その後、十一年正月七日に従五位上。同年中に伊予守となり、本日条に至る。五十九歳。

④外従五位下山田宿禰文雄（生没年不詳）承和九年（八四二）三月に渤海使が入京した際には鴻臚館へ派遣され、賀福延らに時服を与えた。同十年正月十一日外従五位下、翌十二日大和介、同十五年五月二十八日に勘解由次官となり、本日条に至る。

（林原）

●六月丙寅（二十日）

【書き下し】

丙寅。夜流星有り。頭尾ありて転行す。

【現代語訳】

二十日。夜、沢山の流星があつた。

（林原）

●六月丁卯（二十一日）

【書き下し】

丁卯。①散位従五位下利見王・②神祇少副正六位上中臣朝臣禊守等（并）を遣わし、伊勢太神宮に参らしむ。告ぐるに即位の由を以てす。百官齋戒し、廢務すること三日なり。

【現代語訳】

二十一日。散位従五位下利見王・神祇少副正六位上中臣朝臣禊守ら（并）を遣わして、伊勢太神宮に参らせ、即位について奉告させた。百官は齋戒し、廢務は三日間にわたつた。

【注釈】

①散位従五位下利見王（生没年不詳）嘉祥二年正月壬戌（七日）正六位上から従五位下となり、本日条に至る。天安二年（八五八）までの間に臣籍降下して清原真人姓を賜つた。

②神祇少副正六位上中臣朝臣禊守（生没年不詳）中臣氏三門に属す。中臣氏は可多能祐の後、御食子（一門）・国子（二門）・糠手子（三門）に分かれた。禊守は、承和六年（八三九）八月己巳（二十日）に遣唐使船の帰着を撰津国住吉神と越前国氣比神に祈願している。時に神祇少祐正七位上とみえ、本日条に至る。

（林原）

【書き下し】

甲戌（廿八）。出羽国奏言すらく、①境夷落に接し、動（や）もすれば風塵をなす。嫌疑有るに至り、必ず占驗に質す。②請うらくは史生一員を省き、陰陽師一員を置かんことを、と。これを許す。

【現代語訳】

二十八日。出羽国が奏上するに、「蝦夷の集落と国境を接しており、とかく兵乱になる。兵乱の疑いがある時には、必ず占いをおこなうので、史生一人を省き、陰陽師一人を置くことを申請したい」と。これを許可した。

【注釈】

- ①境夷落に接し… 夷落とは蝦夷の集落を指す。出羽国は和銅五年（七二二）九月己丑（二十三日）に越後国（北陸道）出羽郡を割いて成立し、東山道に属した。養老関市令の弓箭条に「凡弓箭兵器、並不得与諸蕃市易、其東辺北辺、不得置鍛冶」とあり、紅葉山文庫本『令集解』裏書所引古記逸文に「東辺北辺、謂陸奥出羽等国也」とある。陸奥国（東山道）とともに辺要の国と認識されていた。蝦夷の称は中華思想に做ったもので（東夷・北狄・西戎・南蛮）、陸奥の管轄を蝦夷、出羽の管轄を蝦狄といった。
- ②請うらくは史生一員を省き… 『類三』巻第五、加減官員并廢置事に所載の嘉祥四年（八五二）二月二十一日付太政官符「応置陰陽師一員事」に「右得出羽国解称、太政官去年六月十一日符称、

国解称、辺要之事、備予為本。不虞之儲、知機為先。此国与陸奥、共為辺戎。雖復国有大少官員有降差、而至決嫌疑、何彼有此無也。

仮令国内非無恠異、占候吉凶、曾無其人。望請永減史生員、殊置陰陽師、謹請官裁者。右大臣宣、奉勅、依請者。而今雜務繁多、官員減少。望請不省史生、殊置件員。但考選俸料、准博士醫師者同宣、奉勅、依請」とあり、出羽は史生の代わりに陰陽師を置くことを申請したが、太政官は雑務が多いことから史生はそのままに陰陽師を追加で置くことを決定している。

（林原）

日本文徳天皇実録卷第二 起嘉祥三年七月尽十二月

●七月丙子（一日）

【書き下し】

秋七月丙子朔。①参河国砥鹿神に従五位下を授く。②従五位下橘朝臣永範を刑部少輔となす。

【現代語訳】

秋七月一日。三河国砥鹿神に従五位下を授けた。従五位下橘朝臣永範を刑部少輔とした。

【注釈】

- ①参河国砥鹿神 本日条が初見。仁寿元年（八五二）十月七日に従五位上となり、以後昇叙して、貞観十八年（八七六）六月八日に従四位上となっている。『延喜式』神名帳、宝飯郡六座の一つ

「砥鹿神社」の祭神。

②従五位下橋朝臣永範（生没年不詳）承和八年（八四一）正月甲

申（十三日）紀が初見で、正六位上から従五位下に叙されている。

同十一年には相模介であつたらしく、俸料稲一万束を投じて、「救

急院」を造立し、空閑地を開墾して、困窮している百姓らに分け

与えた。救済された困窮者は、造立から三年間で千百五十八人に

上るといふ（『類三』巻第十二、正倉官舎事所載、承和十五年三

月二十一日付太政官符）。

（木本）

●七月丁丑（二日）

【書き下し】

丁丑^(三)。左右京の貧窮の者に賑給す。

【現代語訳】

二日。左右京の困窮者に賑給をおこなつた。

（木本）

●七月庚辰（五日）

【書き下し】

庚辰^(五)。百僧を大極殿に延屈し、大般若経を転読す。穀を祈るためな

り。備前国、①白亀を献す。

【現代語訳】

五日。大極殿に百僧を招き、大般若経を転読した。穀物の豊作を祈るためである。備前国が白亀を献上した。

【注釈】

①白亀を献す 「白亀」献上の初見は文武四年（七〇〇）のことで

ある。また養老七年（七二三）に「白亀」が献上された際、凶謀

を引勘し、「国家大瑞」と奏上していることから、「白亀」は大瑞

に属するものと思われる。本年六月丁巳（十一日）にも美作国よ

り霊亀（白亀）が献上され、本日条の後の乙酉（十日）には石見

国から甘露が献上されている。これらの祥瑞について、八月丙辰

（十一日）条に、その意味を勘案したことが記載されており、い

ずれも文徳の治世を称賛するものとしている。仁寿改元のきつか

けとなつた。詳細は同日条参照。

（木本）

●七月甲申（九日）

【書き下し】

甲申^(九)。皇女①晏子内親王を伊勢斎となし、②恵子内親王を賀茂斎と

なす。建礼門前に於いて大赦す。両斎内親王を命ずるを以てなり。

③従四位下藤原朝臣古子、④无位東子女王・⑤藤原朝臣年子・⑥藤

原朝臣多賀幾子・⑦藤原朝臣是子等を女御となす。伊予国の力田、

⑧物部連道吉・⑨鴨部首福主等に位一階を叙す。道吉等私産を傾尽

し、窮民に賑贍す。故に此の賞有り。

【現代語訳】

九日。晏子内親王を伊勢斎王とし、恵子内親王を賀茂斎王とした。建礼門前において大祓をおこなった。両斎内親王を任命したことによるものである。従四位下藤原朝臣古子、无位東子女王・藤原朝臣年子・藤原朝臣多賀幾子・藤原朝臣是子らを女御とした。伊予国の力田者である物部連道吉と鴨部首福主らに位一階を与えた。道吉らは私財を投じて、困窮している人々に施し与えた。その褒賞である。

【注釈】

- ①晏子内親王（？―九〇〇）文徳皇女。母は藤原是雄（真夏の息。良房・順子の従兄弟）の娘列子。本日条の後、九月庚子（二十六日）に鴨川で禊をおこない、仁寿元年（八五二）八月乙丑（二十六日）に野宮に入っている。翌二年九月庚子（七日）に伊勢へ向かい、文徳崩御の天安二年（八五八）まで在任する。昌泰三年（九〇〇）七月二十日薨去（『紀略』同日条）。
- ②恵子内親王（？―八八一）文徳皇女。晏子内親王と同母姉妹。恵子とも記す。本日条の後、仁寿二年（八五二）四月乙卯（十九日）に紫野斎院に入っている。その後の経過は不明であるが天安元年（八五七）二月丙申（二十八日）に廢された。同日条には「遣右大臣正三位藤原朝臣良相於神社告事由。其事秘者、世無知之也」とあり、その理由について詳細は明らかにされていない。なお『古今和歌集』卷十七―八八五の詞書には「田むらのみかどの御時に、斎院に侍りけるあきらけいこのみこを、ははあやまちありといひて、斎院をかへられんとしけるを、そのことやみにけれ

ばよめる」とあり、天安元年以前にも、母列子の「あやまち」によって廢される沙汰があったようだ。元慶五年（八八一）正月六日に薨去。その薨伝に賀茂斎王のことは記されていない。

- ③従四位下藤原朝臣古子（生没年不詳）冬嗣の娘。本日条が初見。この後、仁寿三年（八五三）従三位、天安二年（八五八）に従一位となる。貞観三年（八六一）二月には姉の皇太后順子とともに出家した。

- ④无位東子女王（？―八六五）本日条が初見。出自不詳。貞観七年（八六五）六月十日に従四位下で卒去。

- ⑤藤原朝臣年子（生没年不詳）本日条にしかみえない。出自不詳。

- ⑥藤原朝臣多賀幾子（？―八五八）良相の娘。「西三条女御」と呼ばれる。仁寿二年（八五二）正五位下、斉衡元年（八五四）に従四位下となった。天安二年（八五八）十一月十四日に卒去。卒伝に「少有雅操」とある。

- ⑦藤原朝臣是子（生没年不詳）本日条にしかみえない。出自不詳。

- ⑧物部連道吉（生没年不詳）本日条にしかみえない。物部氏は伊予国にも分布しており、例えば風早国造は物部氏の祖（伊香色男命四世孫阿佐利）が任命され、後裔がその地で栄えたものである。

- ⑨鴨部首福主（生没年不詳）本日条にしかみえない。鴨部首は賀茂氏の子孫とされ、伊予国越智郡鴨部郷を本貫地とした一族である。

（木本）

●七月乙酉（十日）

【書き下し】

乙酉。①讃岐国人大膳少進従七位上佐伯直正雄に姓佐伯宿禰を賜い、左京職に隷く。②石見国甘露を献ず。味は飴餠あめ餅の如し。

【現代語訳】

十日。讃岐国の大膳少進従七位上佐伯直正雄に佐伯宿禰を賜姓し、左京職に配属した。石見国が甘露を献上した。味は飴の甘さのようである。

【注釈】

①讃岐国人大膳少進従七位上佐伯直正雄（生没年不詳）佐伯氏は古代有力氏族の一つで、連姓から天武十三年（六八四）に宿禰姓を与えられている。一方、直姓の佐伯氏は、播磨・安芸・阿波・讃岐・豊前などに分布し、佐伯部を管理してヤマト政権に属し、六世紀以降には多くが国造を兼ねたと考えられる。これら地方の佐伯直が佐伯部を率いて朝廷に上番し、佐伯連がこれを統率したのである。なお、空海も讃岐国の佐伯直氏出身である。今回のような地方の佐伯氏に対する本貫地や姓の改変については、承和年間から数例みられる。例えば、承和三年（八三六）十月己酉（十三日）紀・同四年十月癸丑（二十三日）紀・同十三年三月丙辰（十五日）紀・同月庚申（十九日）紀など。

②石見国甘露を献ず 五月戊戌（二十一日）条参照。

（木本）

●七月丙戌（十一日）

【書き下し】

丙戌。①山城国火雷神の階を進めて、従五位上を授く。②遠江国任事・③鹿苑かまのの両神に、並びに従五位下を授く。④大和国丹生川上雨師神の階を進めて、正四位下を授く。⑤龍田天御柱命神・国御柱命神・⑥若宇加乃売命神に、並びに従五位上を加う。策命して曰く、天皇が詔旨おほみことに坐せ、天御柱・国御柱神等の広前に申し賜へと申さく。国家を鎮め護り賜ふに依りて、御位を授け奉りてし後、年月久しく成りたり。茲に因りて、⑦神祇少副正六位上大中臣朝臣久世主を差し使わし、御位上げ奉り称え奉る。今も今も風雨時に随あめかぜひ、五穀の豊かに登らしめ、天下平安に、天皇朝廷を堅磐すめらがみかどに常磐とこむすに、護り賜ひ助け賜へと申し賜はく、と申す、と。

【現代語訳】

十一日。山城国火雷神の神階を進めて、従五位上を授けた。遠江国任事・鹿苑の両神に、並びに従五位下を授けた。大和国丹生川上雨師神の神階を進めて、正四位下を授けた。龍田天御柱命神・国御柱命神・若宇加乃売命神に、並びに従五位上を授けた。策命して言うには、「天皇が詔して言うに、天御柱・国御柱神などの御前に申し上げよと申す。『国家鎮護により、御位を授けてから、年月が久しく経ってしまった。そこで、神祇少副正六位上大中臣朝臣久世主を差し遣わして、御位を上げ、称え奉る。これからも適切に風雨を降らせ五穀を豊かに登らせて、天下を平安にして、天皇の朝廷を永久に守り助けて欲しいと申し上げる』と申す」と。

【注釈】

①山城国火雷神 『山城国風土記』逸文の逸話などで、玉依姫と婚姻して賀茂別雷神を産んだという神。『延喜式』神名帳の山城国乙訓郡に「乙訓坐火雷神社」とある。

②遠江国任事 「事任」に同じ。現静岡県掛川市八坂にある事任八幡宮の祭神。同社は国道一号の南側沿いに鎮座し、奥深い境内を持つ。『延喜式』神名帳の遠江国佐野郡「己等乃麻知神社」に比定され、『大日本国一宮記』は遠江国一宮を「佐埜郡」の「己等乃麻知神社号事任神、猿田彦命」としている。中世は事任社、近世には日坂八幡宮（新坂八幡宮）と称せられることが多かった。己等乃麻知媛命は興台産霊神の妻神で、中臣氏の祖天児屋命の母。貞観二年（八六〇）正月二十七日紀で正五位上に昇叙されている。「真知乃神」は、事任神（己等乃麻知神）であろう。『枕草子』の「社は」の段や、浅野本『相模集』には「ことのままの明神」とみえる。『海道記』には「事任といふ社に参詣す。本地をは我しらす。（中略）社のうしろの小河を渡れば、小夜の中山にかかる」と記される（貞応二年（一二二二）四月十二日）。『東関紀行』の作者は仁治三年（一二四二）八月に当社の前を通り、「ゆふたすきかけてそたのむ今思ふ ことのみなる神のしるしを」と詠んでいる。現静岡市田代の薬師堂が所蔵する鰐口には、応永二十六年（一二一九）の年紀とともに「遠江国小高御厨西^坂事任本宮御宝前之長等也」との銘文があり、この鰐口は当社に奉納されたものであった。明治期には八幡神社と称されたが、昭和二十二年（一九四七）に古来の社名である「事任」を復活し、現社名と

なった。

③鹿苑 現静岡県磐田市二ノ宮にある鹿苑神社の祭神。当社は丁R東海道本線磐田駅の東南東、横須賀街道の南方にあり、北は臨濟宗妙心寺派連福寺と接する。現祭神は大名牟遲命（大己貴神）。

江戸時代末までは高根明神社（祭神高彦根命（大己貴神の御子神）と称した。『延喜式』神名帳の遠江国磐田郡「鹿苑神社」に比定される。貞観二年（八六〇）正月二十七日紀には従四位下を授かっている。

④大和国丹生川上兩師神 現奈良県吉野郡東吉野村にある丹生川上神社中社の祭神。同社は小牟漏岳（六八五・七メートル）の山麓、高見・四郷・日裏の三河川が合流して淀みをつくる辺り、東吉野村小の木立の中に鎮座する。法人名は丹生川上神社で、丹生川上神社三社の一。現祭神は罔象女神（弥津波能売之神）。古来、蟻通神社・兩師明神と呼ばれて、水神・農耕の守護神として崇敬された。『類三』巻第一、神社事に所載の寛平七年（八九五）六月二十六日付太政官符「応禁制大和国丹生川上兩師神社界地事」には「四至東限塩匂、西限板波滝、南限大山峯、北限猪鼻滝」とあり、塩匂は現東吉野村大豆生塩和田、板波滝は現東吉野村国栖境のイトサミ、大山峯は現川上村との境の峰、北限は現東吉野村萩原のことと推定され、同記事は丹生川上神社中社を指すものとされた。なお、『大和志』には丹生神祠として「有二一在小村。小川莊七村相共祭祀濯手川南。曰、本宮山宮址尚存域内有神宮寺。上梁文曰、丹生大神宮応仁二年重脩。又云、文明二年四月神主從五位上中務少輔藤原弘光」などがある。

⑤龍田天御柱命神・国御柱命神 現奈良県生駒郡三郷町立野南にある龍田大社の祭神。同社は大和川北岸、三室山北東に鎮座する。

俗に龍田明神という(『大和名所図会』)。現祭神は天御柱命(志那都比古)・国御柱命(志那都比売)。法隆寺の守護神である現生駒郡斑鳩町の龍田神社を新宮と呼ぶのに対して、当社を本宮という。

『延喜式』神名帳の大和国平群郡に「龍田坐天御柱・国御柱神社二座、並名神大、月次・新嘗」とあり、祈雨神祭八十五座の一つとなっている。古くから風水の神・五穀守護の神として知られたが、天武四年(六七五)四月癸未(十日)紀に「祠風神于竜田立野。(中略)祭大忌神於広瀬河曲」とあり、広瀬神社(注釈

⑥参照)とともに以後毎年四月・七月に祀られている。神位は広瀬神と並んで進階するのを例とし、累進して正三位に昇った。後に二十二社の一に列せられた(『二十二社註式』)。

⑥若宇加乃売命神 現奈良県北葛城郡河合町川合にある広瀬神社の祭神。同社は奈良盆地を流れる河川が合流する低地に鎮座する。若宇賀能売命を主神とし、相殿に櫛玉比売命・穗雷命を祀る。若

宇賀能売命は食物守護の霊であり、一名を大忌神・広瀬河合神ともいう。『延喜式』神名帳の大和国広瀬郡に「広瀬坐和加宇加売命神社、名神大、月次・新嘗」とある。早くから水神として農業

守護の神と仰がれたと思われる(以上、五項目『日本歴史地名大系』(平凡社)より)。

⑦神祇少副正六位上大中臣朝臣久世主 (生没年不詳) 出自不詳。他には本年九月乙未(二十一日)条に、「遣神祇少副正七位上大

中臣朝臣久世主、向撰津国住吉大神社、奉宝幣。賽宿禰也」とみ

えるのみ。なお、「七」は「六」とする写本もある。神祇少副の相当位階は正六位上であることから、「六」を採るべきである。

(告井)

●七月壬辰(十七日)

【書き下し】

壬辰^{十七} ①外祖父左大臣正一位藤原朝臣冬嗣を追崇し太政大臣となす。

②外祖母尚侍従三位藤原朝臣美都子に正一位を贈す。策命して曰く、天皇が勅命に坐せ宣りたまわく、祖を尊ひ、親を敦くする事は、食国の恒の典なり。故れ是を以て、追つて太政大臣の官を贈り賜

ひ崇め賜ふ勅命を、③散位従五位下藤原朝臣雄滝を差し使わし申し賜く、と宣りたまう、と。詔して曰く、徳を貴び親を重んずるは、前王の令図なり。往くを悼み終を飾るは、有国の通典なり。朕が外祖父左大臣正一位藤原朝臣、④風標秀出、器宇凝深、徳は時宗に為

り、位は⑤朝棟に居す。至忠は国に報い、世の異なりても名は新しく、遺愛は人に在り、身徂きても徳は盛んなり。外祖母尚侍従三位藤原氏、⑥家より国を刑め、孝を以て忠を率いる。⑦嬪の規は采蘋

に纏し、⑧母の則は大被に賢る。春花は早く落つるも、⑨流芳は既にびて余り有り、石火は留まらざるも、残焰は継ぎてなお照る。朕、

⑩形を苦壊に寓し、⑪思を鼎湖に沈むるに、至哀の余、夫の親懿を懐う。況や国憲の恒に有るには、⑫崇班の帰する攸なり。宜しく寵

章を加え、式りて⑬拱木を光らすべし。外祖父に太政大臣を贈るべきと、外祖母に正一位を贈るべきを、遐邇に布告し、朕が意を称さん、と。

【現代語訳】

十七日。外祖父左大臣正一位藤原朝臣冬嗣を追崇して太政大臣とし、外祖母尚侍従三位藤原朝臣美都子に正一位を追贈した。策命して言うには、「天皇が勅を宣べるに、『先祖を敬い、親を重んじることは、この国の当然の教えである。そこで、冬嗣に太政大臣の官を追贈し尊ぶこととする、との勅を、散位従五位下藤原朝臣雄滝を遣わして申し上げる』と宣べる」と。詔して言うには、「徳を貴んで親を重んじるのは、代々の王の教えであり、死者を悼み、死を飾るのは、この国の通典である。私の外祖父左大臣正一位藤原朝臣冬嗣は、容姿に秀で、度量は深く、徳は皆に信頼を寄せられるほどで、位も朝廷の首班となった。この上ない忠義で国に報い、世が変わっても名声を新たにし、彼の遺した慈しみは人の中に存在し続け、身が亡くなくても徳は盛んである。外祖母尚侍従三位藤原美都子は、家にあつて国を治め、先祖への孝によつて君主への忠を示した。妻としての規は采蘋の季女よりこまごまとし、母としての則は孟宗の母にも勝った。春の花はすぐに落ちるが、後世に伝えられる名声は慰み興じても余りあるもので、石火も留まることなくすぐに消えてしまふが、灯された火は受け継がれてなおも照り続けるものである。私は、体を苦に仮住まいさせ、思いを鼎湖に沈ませているが、その至哀の余り、肉親の情を心に抱いている。ましてや国の常の憲によると、位階を授けることに帰結している。そこで、彼らに特別に重い章を加え、これにより墳墓を照らすこととする。外祖父冬嗣に太政大臣を贈り、外祖母美都子に正一位を贈ることを、全国に布告し、私の意を示せ」と。

【注釈】

- ①外祖父左大臣正一位藤原朝臣冬嗣（七七五―八二六）即位前紀注釈③参照。天長二年（八二五）四月戊寅（五日）左大臣となり、同三年七月己丑（二十四日）左大臣正二位兼行左近衛大将にて薨去。同月辛卯（二十六日）に正一位を追贈された。文徳生母順子（八〇九―七一）の父である（即位前紀注釈②参照）。
- ②外祖母尚侍従三位藤原朝臣美都子（七八一―八二八）南家真作の娘。藤原仲麻呂の乱にて処刑された巨勢麻呂の孫である。冬嗣の妻となり、長良・良房・順子・良相の三男一女を儲けている。弘仁五年（八一四）四月乙巳（二十八日）従五位下に叙された後、天長五年（八二八）九月丁亥（五日）紀には「尚侍従三位藤原美都子薨」とみえ、後宮に出仕していたことが知られる。なお、同じく掌侍として出仕していた橘安万子（嵯峨皇后橘嘉智子の姉妹）は、美都子の弟三守の妻であり、こうした親族関係からも冬嗣の政権を支えていた。
- ③散位従五位下藤原朝臣雄滝（生没年不詳）内麻呂の孫。父は冬嗣の異母弟に当たる従五位下下総守桜麻呂。承和十二年（八四五）正月甲寅（七日）正六位上から従五位下となったのを初見とし、同月戊午（十一日）三河守となるが、その後散位となり、本日条に至っている。
- ④風標秀出：風標は風采に同じ。人の容姿や身なりをいう。秀出は他に抜きんでて秀でることをいう。器宇は人柄や才能、度量、心の広さをいい、凝は心が一つのこと注がれて他に動かない様をいうことから、その人柄や度量はとても深いことをいっている

ものと考ええる。時宗は衆望の帰する人のことをいう。

- ⑤朝棟 朝廷の棟梁の意。冬嗣は弘仁九年（八一八）の藤原園人の薨去に伴い、大納言で廟堂の首班となり、同十二年右大臣、天長二年（八二五）淳和の外叔父である大納言藤原緒嗣の右大臣昇進に伴い、押し出される形で左大臣に就任した。左大臣への就任は天応元年（七八二）六月、藤原魚名が突如として左大臣を罷免されて以来、四十三年ぶりの任命であった（なお『公卿』では延暦二年（七八三）左大臣項に藤原田麿の名を載せるが、『皇代記』云、藤原氏本系云、不任左大臣者」とあり、同年三月丙申（十九日）紀の田麿薨伝も極官を「右大臣從二位兼行近衛大將皇太子傳」としている）。

- ⑥家より国を刑め 『晋書』卷四十四、列伝第十四温羨伝に「自家刑国、宣伯協恭孝之規」、同卷六十七、列伝三十七郗鑒伝に「忠臣本乎孝子、奉上資乎愛親、自家刑国、於斯極矣」との用法がみられる。

- ⑦嬪の規は采蘋に縛し 采蘋は『詩経』国風召南の「于以采蘋、南澗之浜、于以采蘋、于彼行潦、于以盛之、維筐及筥、于以湘之、維錡及釜、于以奠之、宗室牖下、誰其尸之、有齊季女」の詩による。蘋とは田字草（池や沼に自生する多年生の水草）のことで、この水草を采るのは、神に供えるためであった。采蘋編では、季女（若く美しい淑女）が、家廟に摘み取った蘋を供えて祭祀している様子の麗しい様子を詠っており、『詩序』では「采蘋、大夫妻能循法度。能循法度、則以承先祖、可共祭祀」として、この詩は大夫の妻が良く法度に遵い采蘋をおこなった様子を賛美した詩であ

ると解釈している。すなわち本日条では、美都子がよく先祖を敬い祭祀したことを、この詩に詠まれている大夫の妻に擬え、それが縛、つまりより多く草を刈り重ねる様（大夫の妻をもしのぐ様）であったことを述べているものとみた。

- ⑧母の則は大使に賢る 『三國志』卷四十八「司空孟仁卒」の注として、『呉録』には「仁字恭武、江夏人也。本名宗、避皓字、易焉。少從南陽李肅學。其母為作厚褥大使。或問其故、母曰、小兒無德致客、學者多貧、故為大使、庶可得與氣類接也」。其讀書夙夜不懈」とあり、孟宗の母が、学問をおこなう者の多くは貧しいため、大きな布団を作れば志を同じとする者達と親しくなれるのではと考え、「大使」を作ったとの逸話がある。したがって大使とは孟宗の母を指し、本日条では美都子の母としての模範が孟宗の母にも勝るものであったことを述べているものとみた。
- ⑨流芳 芳名を後世に伝えること。あるいは、後世に伝えられた名声のこと。『晋書』卷九十八、列伝第六十八桓温伝に「既不能流芳後世」との用法がみられることによる。

- ⑩形を苦壤に寓し 苦は菅や萱を菰のように編んだものこと。『礼記』第三十五、問喪には「不敢入抛室、居于倚廬、哀親之在外。寝苦枕塊、哀親之在土也」とあり、服喪の間は肉親が土にあることを悲しんで、苦に寝て、土くれを枕にすることを述べる。すなわち苦とは喪中に寝具として用いられるものであり、土中の肉親を想い苦の上に身を置いて服喪に努めていることをいう。

- ⑪思を鼎湖に沈むる 鼎湖は『史記』孝武本紀、第十二に「黄帝采首山銅、鑄鼎於荊山下。鼎既成、有龍垂胡髯、下迎黄帝。黄帝上

騎。群臣後宮従上龍七千人、龍乃上去。余小臣不得上。乃悉持龍髻、龍髻拔、墮黄帝之弓。百姓仰望、黄帝既上天。乃抱其弓与龍胡髻号。故後世因名其処曰鼎湖、其弓曰烏号」とあり、黄帝上天の地のことである。すなわち上天した黄帝を父仁明に、地上に残され黄帝の上天を泣き叫んだ小臣を文徳自身に仮託し、亡くなった仁明のことを思い悲しんでいる様を表したものである。

⑫崇班 高貴な地位、あるいは位階のこと。弘仁二年（八一）正月丙辰（二十一日）紀に「参議従三位宮内卿兼常陸守菅野朝臣真道上表致仕曰（中略）兼文武之崇班、带中外之厚秩、以至今日」とある他、六国史中に散見する表現である。同十四年五月己未（六日）紀にも、淳和の詔に「外祖父贈右大臣従二位藤原朝臣、外祖母尚縫従三位藤原氏、云々。宜加崇班、式照幽壤。外祖父加太政大臣正一位、外祖母加正一位」との類例がみえる。

⑬拱木 拱とは、両手で抱えるほどに大きい、との意。『文選』恨賦には「蔓草縈骨、拱木斂魂」、「春秋左氏伝」僖公三十二年には「中寿、爾墓之木拱矣」とあり、拱木は魂を納め、特に墳墓に植えられた木を指したようである。また延暦十八年（七九九）二月乙未（二十一日）紀には、和氣清麻呂が宇佐八幡神託事件での罪を許されて和氣郡に帰郷した際の記述として、「高祖父佐波良（中略）父乎麻呂墳墓、在本郷者、拱樹成林。清麻呂被竄之日、為人所伐除」とあり、先祖の墳墓に「拱樹」が茂っていたとの用法がみられる。したがって拱木とは墳墓に繁る樹木、転じて墳墓そのものを指すものとみた。

（中村）

●七月己亥（二十四日）

【書き下し】

己亥（廿四）。大いに雨る。大極殿前の①龍尾道十二丈、水潦の決壊する所となる。

【現代語訳】

二十四日。大雨が降った。このため、大極殿の前にある龍尾道が東西一二丈にわたって決壊した。

【注釈】

①龍尾道 大極殿の前庭（龍尾壇）に上がるための、大極殿と朝堂・朝庭との境にある東西南方向の通路。天皇の場である大極殿を臣下の場である朝庭より高くして、天皇の臣下への優越を示すために設けられた。大極殿の前面から南へ一七丈のところであり、壇の中央部二〇丈に朱高欄、東西に八丈三級の石階各一基を設ける。さらにその先に各四丈の高欄、四丈の石階があり、東西の廊に接続する。その様子は『年中行事絵巻』巻七、御齋会に詳しい。即位・元日朝賀には壇上に七本の幢・幡を立てた。名称は、唐都長安の含元殿前庭に倣ってつけられている。大極殿左右から始まる回廊の折れ曲がって長く続く様子が、竜のくねった姿に似ていることからこの名があるという。なお、唐のものは比高一〇メートルに及ぶ三条の磚敷きの大規模な階段を備えており、平安宮とは実態が異なる。長岡宮以前の大極殿では、南前面を閤門・回廊で閉ざしているが、平城宮東区・長岡宮では大極殿院が朝庭より

一段高く壇上に造られている。平城宮中央区の大極殿では大極殿と朝廷の間に回廊を設けず、前面を磚積みの壁で覆った壇（比高二メートル以上）を築いていた。一二丈は約三六メートル。

(林原)

●七月辛丑（二十六日）

【書ぎ下し】

辛丑^{辛丑}。①従三位藤原朝臣貞子に正三位を授く。②无位望子女王に従四位下、③従四位下広井女王に従四位上、④従四位上当麻真人浦虫に正四位下、⑤従五位下菅原朝臣閑子・⑥安倍朝臣鳳子・⑦甘南備真人伊勢子・⑧安倍朝臣殿子・⑨石川朝臣普子等に、並びに従五位上。⑩外従五位下綾公姑継・⑪宗形朝臣豊子・⑫无位藤原朝臣宜子・⑬笠朝臣西子等に、並びに従五位下。⑭外従五位下神門臣富繼に外正五位下。制すらく、⑮施薬院司未だ秩限を立てざるを以て、⑯造瓦使に准え、四年を限りとなせ、と。

【現代語訳】

二十六日。従三位藤原朝臣貞子に正三位、无位望子女王に従四位下、従四位下広井女王に従四位上、従四位上当麻真人浦虫に正四位下、従五位下菅原朝臣閑子・安倍朝臣鳳子・甘南備真人伊勢子・安倍朝臣殿子・石川朝臣普子らに、並びに従五位上、外従五位下綾公姑継・宗形朝臣豊子・无位藤原朝臣宜子・笠朝臣西子らに、並びに従五位下、外従五位下神門臣富繼に外正五位下を授けた。制するに、「施薬院使の任期がまだ決まっていないため、造瓦使に准じて、四

年の任期とせよ」と定めた。

【注釈】

- ①従三位藤原朝臣貞子（？―八六四）南家右大臣三守の娘。仁明女御。成康親王・親子内親王・平子内親王を生んだ。徳望があり、後宮での権勢は並ぶ者がなかったという。天長十年（八三二）従四位下、承和六年（八三九）従三位となり、本日条に至る。
- ②无位望子女王（生没年不詳）本日条が初見。他に貞観十七年（八七五）正月八日に甘南備真人伊勢子（注釈⑦参照）とともに従四位上に叙されたことがみえるのみ。
- ③従四位下広井女王（？―八五九）天武皇子二品長親王の曾孫。従五位上雄河王の娘。歌に優れ、特に催馬楽を得意とし、多くの者が女王に習ったという。天長八年（八三一）従五位下尚膳となり本日条に至る。貞観元年（八五九）十月二十三日に八十余歳、従三位尚侍で薨去している。
- ④従四位上当麻真人浦虫（七八〇―八五九）正六位上継麻呂の娘。職務に忠実で、後宮の礼式を整えた。温和で正直な性格で、早くから名声を博したが、嫁ごうとしなかったという。弘仁七年（八一六）典殿、同十三年従五位下、間もなくして掌侍となった。天長五年（八二八）正五位下典侍、承和八年（八四一）従四位上となり、本日条に至る。七十一歳。
- ⑤従五位下菅原朝臣閑子（生没年不詳）承和五年（八二三）十一月癸未（二十九日）に先太上天皇（嵯峨）の行幸に陪奉したこと、従五位下を与えられた。同六年掌侍となり、本日条に至る。

⑥安倍朝臣鳳子（生没年不詳）六国史には本日条にしかみえない。

この他、『政事要略』五三、交代雑事に「彈正職云、凡禁断荊大
小麦青苗為馬草売買并桑棗木鞍橋。掌侍安倍朝臣鳳子伝宣、左右
馬面寮買飼麦草事、仰檢非違使及看督等已了。寮宜承知以和市法
買飼者」とある。

⑦甘南備真人伊勢子（？―八八三）本日条が初見。貞観十七年
（八七五）正月八日紀には典侍とみえる。

⑧安倍朝臣殿子（生没年不詳）本日条にしかみえない。

⑨石川朝臣普子（生没年不詳）本日条にしかみえない。

⑩外従五位下綾公姑継（生没年不詳）嘉祥二年（八四九）二月戊
申（二十三日）に本貫を讃岐国阿野郡から左京六条三坊に移して
おり、時に「内膳掌膳外従五位下」とみえる。掌膳は後宮十二司
の一つ膳司の判官で、正八位の相当官。綾公は讃岐国阿野郡にち
なむ豪族である。

⑪宗形朝臣豊子（生没年不詳）本日条にしかみえない。筑前国宗
像郡の豪族出身であろう。

⑫无位藤原朝臣宜子（？―八七八）本日条が初見。元慶二年（八
七八）六月二十日に卒した時には、「権掌侍従四位下」とみえる。

⑬笠朝臣西子（生没年不詳）本日条が初見。貞観九年（八六七）
三月二十三日に山城国愛宕郡地四町を与えられ、道場を建てるこ
とを許されており、時に「典藏従五位上」とみえる。吉備の豪族
出身であろう。

⑭外従五位下神門臣富繼（生没年不詳）天長七年（八三〇）七月
二十七日条に「出雲国正税稻五百束、給采女神門臣富繼」とある

（『類国』七十八、賞賜）。なお、承和十五年（八四八）正月己巳
（八日）に「神門臣当繼」が外従五位下に叙されている。富と当
（當）が似ることによる誤記か。当該時期に他の神門臣氏はみえ
ない。神門郡にちなむ氏族で、出雲国造出雲臣氏と同族である。

⑮施薬院司「施薬院使」の誤りか。施薬院使は施薬院の長官のこ
と。別当の下にある。天長二年（八二五）設置。定員一人。勤務
の日数により考を得るが、俸料はなく、典薬寮の医官が outward して
兼務した。十二世紀には丹波氏が独占した。『官職秘抄』には
「名譽医師補之。元諸大夫并二道輩任之。而雅忠任之後、一向為
当職道」とあり、『職原抄』に「医道四位以下任之。為彼道重職
也」とある。『類三』巻第五、定秩限事に所載の嘉祥三年（八五
〇）七月二十六日付太政官符「立施薬院限事」にも、「夫歴限
任終身人倦成功。今件使等未立歴秩之限、恐有懈怠之心。宜以四
年為限」とあり、本日条で初めて任期が定められた。

⑯造瓦使『類三』巻第四、加減諸司官員并廢置事に所載の承和元
年（八三四）正月二十九日付太政官符「応置造瓦長上一員事」に
は、「瓦之脆弱無師之処致也。方今木工寮瓦工従八位上模作子鳥、
久直寮家、知造瓦術。望請件人為長上。謹請官裁者。右大臣宣、
奉勅、依請。宜割木工寮長上工十四人之内、置造瓦長上一員、以
件人初為任」とあり、この時初めて木工寮から造瓦使造瓦長上が
置かれた。

（林原）

●七月壬寅 (二十七日)

【書き下し】

壬寅^{（廿七）}。策命して曰く、天皇が詔^{（おのみこと）}旨らまと、法師等に白^{（ま）}さへと勅^{（おとづ）}りたまう大命^{（おのみこと）}を白^{（ま）}さく。①大法師円明を権律師に任^{（たづ）}し賜^{（たま）}う事を白^{（ま）}さへと勅^{（おとづ）}りたまう大命^{（おのみこと）}を白^{（ま）}す、と。

【現代語訳】

二十七日。策命して言うには、「天皇の詔として、法師らに申せと宣べる大命を申し上げる。『大法師円明を権律師に任ずることを申せ』と宣べる大命を申し上げる」と。

【注釈】

①大法師円明 (?—八五二) 空海十大弟子の一人。俗姓不詳。一説に紀伊の良豊田丸大夫の子ともいうが確証はない。はじめ東大寺にて三論を学んだが、後に空海に随って密教を学び、天長元年(八二四) 九月神護寺定額僧となった。同二年真済の付嘱により綱維となる。承和元年(八三四) 三月、空海に随従して比叡山西塔釈迦堂の落慶供養に列席。同三年五月五日、実恵が唐の青竜寺に宛てた書簡に「東大円明」とあることから(『弘法大師伝全集』第一所収『弘法大師御伝』)、東大寺に住していたと思われる。同五年八月には東大寺別当となっており、以後本年頃までその任にあったらしい(『東大寺要録』)。本日条及び本年十二月辛亥(八日)の律師への任命は東大寺別当としての功績によるものである。

(林原)

●七月甲辰 (二十九日)

【書き下し】

甲辰^{（廿九）}。①筑前国織幡神に従五位下を授く。

【現代語訳】

二十九日。筑前国の織幡神に従五位下を授けた。

【注釈】

①筑前国織幡神 現福岡県宗像市鐘崎にある織幡神社の祭神。同社は鐘ノ岬の先端に突出した佐屋形山の中腹に鎮座する。現在は武内大臣・住吉神・志賀大神を主神とし、天照皇大神・宗像大神・香椎大神・八幡大神・壱岐真根子臣を配祀する。『延喜式』神名帳の筑前国宗像郡「織幡神社」に比定される。名神大社とされ、宗像郡では宗像神社に次ぐ社格を持つ。文永二年(一二六五)八月九日付太政官符案(『鎌倉遺文』十三「鎮国寺文書」)に「鐘崎織幡明神本地如意輪観音者、伝教大師之御作」とあり、織幡神社の本地仏は如意輪観音で、宗像神社の神宮寺である鎮国寺に祀られていたらしい。『宗像大菩薩御縁起』では宗像三神に織幡大明神と許斐権現とを加えて宗像五社としており、現在も織幡神社は宗像大社の境外摂社となっている。応神三十七年二月朔紀・同四十二年二月紀によると、応神に縫工女を求めるよう命じられた阿知使主らが高句麗王の協力を得て呉に渡り、帰国した際に宗像大神の求めに応じて工女の兄媛(筑紫国御使君の祖)を奉ったことに創始するという。一方、『宗像大菩薩御縁起』では織幡の由来

について、神功皇后の三韓出兵に従軍した宗像大神が、武内大臣の織った赤白二流の旗を旗杆につけて奮戦したことをあげ、当社が異賊襲来の海路守護のため海辺に鎮座したとしている。

(林原)

付記 本稿に続く八月から九月己丑(十五日)条は、『京都女子大学大学院文学研究料研究紀要 史学編』第二十二号(京都女子大学、二〇二三年三月刊行予定)にて報告している。